

## 小学校入学準備金を入学前に支給します

千葉市では、経済的な理由でお困りの方へ支給している就学援助のうち、小学校入学準備金を入学前の3月に支給しますので、お知らせします。

### 1 趣旨・内容

千葉市では、市立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために学校生活を支援する「就学援助」を行っています。これまで新入学に必要な学用品等を購入する費用については、入学後の申請により、認定された方に7月頃「新入学児童生徒学用品費等」として支給していましたが、利便性を考慮してより必要な時期である入学前に「入学準備金」を支給することとしました。

現在、就学時健康診断の際に保護者へ周知しており、今後、申請していただき、認定された方に入学準備金を3月末に支給します。

なお、中学校入学準備金については、小学6年生の就学援助認定者を対象に本年3月に支給を開始しています。

### 2 支給額

40,600円（「新入学児童生徒学用品費等」と同額）

### 3 対象

平成31年4月に小学校に入学予定のお子さんのいる家庭のうち、平成31年1月1日時点で千葉市に住民票がある保護者で、次のいずれかに該当する方

- ・平成29年度または平成30年度の世帯全員の市民税が非課税
- ・平成29年度または平成30年度中に生活保護を受給していたが、申込時生活保護を受給していない
- ・申込時に世帯全員の国民年金保険料免除または国民健康保険料減免
- ・申込時に児童扶養手当を受給
- ・そのほか、経済的に困難な特別な事情がある場合

（※対象となる世帯全員の所得額合計の目安 例：4人世帯の場合、世帯総所得236万円以下）

### 4 申請期間

平成30年12月3日（月）～平成31年1月18日（金）

### 5 申請方法・受付場所

申請書を市立小学校へ提出していただきます。申請書は、11月に行われている就学時健康診断で配布するほか、市のホームページから印刷いただくことも可能です。なお、お子さんの学区でない小学校でも受付可能です。

### 6 審査・結果通知及び支給

申請書により審査を行い、結果について2月中旬以降、「認定」または「不認定」の通知を申請者へ郵送します。「認定」となった場合は、3月末に申請口座へ入学準備金を振り込みます。

### 7 申請期間が過ぎてしまった場合・転入者等

市立小学校入学後に「就学援助」の申請をしていただき、認定された場合は、小学校入学準備金と同額を新入学児童生徒学用品費等として7月頃支給します。市外からの転入者の場合は、前居住地の自治体から入学準備金の支給を受けていない方が対象となります。

### 8 その他

詳細を千葉市教育委員会学校教育課のホームページに掲載しております。

（URL：<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/gakuji/shuugakuennjo.htm>）